規則に基づく院内掲示①

~ 保険医療療養担当規則に基づく掲示事項のご案内 ~

■ 指定医療機関に関する事項

■ 保険医療機関 指定自立支援医療機関(精神通院医療)

■ 結核予防法指定医療機関 ■ ■ リハビリテーション研修施設

■ 労災保険指定病院 ■ 生活保護法指定医療機関

■ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律指定医療機関

■ 入院基本料等に関する事項

■ 3階病棟及び4階病棟(回復期リハビリテーション病棟) 3階病棟では、1日に14人以上の看護職員(看護師及び准看護師)、4階病棟では、1日に8人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が 勤務しています。

■ 5 階病棟 (地域包括ケア病棟) 5 階病棟では、1日に7人以上の看護職員(看護師及び准看護師)が勤務しています。

■ 選定療養に関する事項

■ 制限回数を超えるリハビリ保険外併用療養費(選定療養)について

疾患別リハビリテーションの標準的算定日数を超えた場合は、月13単位を限度として保険適用になりますが、それを超えてリハビリテーションを行う場合は、保険外併用療養費(選定療養)として自己負担となります。

料金は下記のとおりとなっております。

疾患別リハビリテーション料	保険適用の期間	保険外併用療養費(選定療養) 〈保険適用の期間を超えて行う場合〉
脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)	180日	2,700円 (1単位 20分につき)
廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)	120日	2,000円 (1単位 20分につき)
運動器リハビリテーション料(Ⅰ)	150日	2,000円 (1単位 20分につき)
心大血管疾患リハビリテーション料(Ⅰ)	150日	2,300円 (1単位 20分につき)
呼吸器リハビリテーション料(I)	90⊟	1,900円 (1単位 20分につき)

※ リハビリテーション以外の診療につきましては、通常とおりの保険診療となります。

掲示期間	令和 7年	9月 1日から
相外别间	ź	無期限
-	院長	事務部長
承 認 印	西三	栗林

規則に基づく院内掲示②

~ 保険医療療養担当規則に基づく掲示事項のご案内 ~

■ 中国四国厚生局長の届出事項に関する事項

① 当院は、入院時食事療養(I)に係る食事の提供をしています。 管理栄義士によって管理された食事を適時適温で提供しています。また、予め定めた日に患者さんが複数のメニューから選択できる食事を提供しています。

食事療養	510EL/\$	欠食される場合は、前日までにお申し出ください。
標準負担額	510円/食	(申し出のない場合は、ご請求させていただくことになりますので、ご注意ください)

② 当院は別紙掲示「アマノリハビリテーション病院 施設基準届出一覧」に適合している旨の届出を行っています。 アマノリハビリテーション病院 施設基準一覧

番号	施設基準名称	基本	受理番号		算定開始年月日
		特掲	11.15.57		A
1	情報通信機器を用いた診療に係る基準	基本	情報通信	108	令和04年4月1日
2	機能強化加算	基本	機能強化	833	令和04年7月1日
3	医療DX推進体制整備加算	基本	医療DX	1357	令和06年7月1日
4	診療録管理体制加算3	基本	診療録3	20495	平成28年3月1日
5	医療安全対策加算2	基本	医療安全2	20470	平成30年4月1日
6	感染対策向上加算3	基本	感染対策3	35	令和04年4月1日
7	データ提出加算1	基本	データ堤	676	平成28年6月1日
8	入退院支援加算1	基本	入退支	410	令和04年10月1日
9	認知症ケア加算3	基本	認ケア	225	令和02年4月1日
10	回復期リハビリテーション病棟入院料1	基本	回 1	27	令和04年4月1日
11	地域包括ケア病棟入院料1	基本	包括ケア1	31	令和04年10月1日
12	入院時食事療養1	入院時 食事療養等	食	410	平成16年4月1日
13	二次性骨折予防継続管理料2	特掲	二骨継 2	39	令和04年7月1日
14	二次性骨折予防継続管理料3	特掲	二骨継3	103	令和04年7月1日
15	ニコチン依存症管理料	特掲	==	410	令和03年7月1日
16	がん治療連携指導料	特掲	がん指	122682	令和04年8月1日
17	薬剤管理指導料	特掲	薬	410	平成12年4月1日
18	電子的診療情報評価科 (検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料)	特掲	電情	58	平成28年4月1日
19	別添1の「第14の2」の1の(2)に規定する在宅支援病院	特掲	支援病2	20358	令和07年1月1日
20	在宅患者訪問診療料(Ⅰ)の注13 及び歯科訪問診療料の注20に規定する在宅医療DX情報活用加算	特掲	在宅DX	176	令和06年9月1日
21	在宅時医学総合管理料及び特定施設入居時等医学総合管理料	特掲	在医総管1	410	平成24年7月1日
22	在宅時医学総合管理料の注15 (施設入居時等医学総合管理料の注5の規定により準用する場合を含む。) 及び在宅がん医療総合診療料の注9に規定する在宅医療情報連携加算	特掲	医情連	35	令和06年7月1日
23	在宅がん医療総合診療料	特掲	在総	20718	令和04年8月1日
24	遠隔モニタリング加算(在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料)	特掲	遠隔持陽	218	令和06年10月1日
25	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト	特掲	歩行	410	平成24年4月1日
26	CT撮影及びMRI撮影	特掲	C · M	410	平成24年4月1日
27	心大血管疾患リハビリテーション科(1)	特掲	心丨	374	平成26年5月1日
28	脳血管疾患等リハビリテーション科(1)	特掲	脳I	410	平成24年4月1日
29	運動器リハビリテーション科(1)	特掲	運	410	平成24年4月1日
30	呼吸器リハビリテーション科(1)	特掲	呼	410	平成24年4月1日
31	集団コミュニケーション療法料	特掲	集コ	410	平成22年11月1日
32	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)	特掲	外在ベー	732	令和06年6月1日
33	入院ベースアップ評価料 37	特掲	入べ37	5	令和06年7月1日
34					
35					
36	酸素の購入単価	その他	 酸単	333788	

掲示期間	令和 7年	9月 1日から	
地水州町	無期限		
-ar.	院長	事務部長	
承認印	園三	栗林	

規 則 に 基 づ く 院 内 掲 示 ③

~ 保険医療療養担当規則に基づく掲示事項のご案内 ~

■ 保険外負担に関する事項①

当院は、以下の事項について、その使用に応じた実費の負担をお願いいたします。

■ 日常生活上のサービスに係る費用

・・・ 下記の「保険外負担料金一覧表」のとおりです。

保険外負担料金一覧表

	項 目	価格(税込み)
その他	理美容料(※1)	550~6,800 円/回
יני על	薬 容器代	52 円/個

■ 特別室の利用

部屋番号	利用料(1日)税込み	主な設備	
307室(個室)			
308室(個室)			
313室(個室)			
3 1 4 室 (個室)			
407室(個室)			
408室(個室)	9,900円	保温ウォッシャートイレ 洗面台	
413室(個室)	3,30011	冷蔵庫 ロッカー テレビ	
4 1 4 室 (個室)			
501室(個室)			
502室(個室)			
503室(個室)			
5 0 4 室(個室)			
505室(半個室)			
506室(半個室)			
507室(半個室)		保温ウォッシャートイレ 洗面台	
508室(半個室)	3,300円		
509室(半個室)		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
5 1 0 室 (半個室)			
5 1 1 室 (半個室)			

- * 半個室のテレビ、冷蔵庫は半個室用とは別に有料となります
- * 半個室のトイレ、洗面台は同室の患者さんと共有での使用となります

掲示期間	令和 7	∓ 9月	1日から
記りいが問目	無期限		
-Z	院長		事務部長
承 認 印	西三		栗林

規則に基づく院内掲示金

~ 保険医療療養担当規則に基づく掲示事項のご案内 ~

■ 保険外負担に関する事項②

■ 公的保険給付とは関係のない文書料 ・・・・ 下記の「文書料他一覧表」のとおりです。

文書料他料金一覧表

(税 込)

文 書 名 等	摘 要	料 金
	当院指定様式	3,300
	特定疾患診断書	3,300
	保険会社指定用紙	5,500
診断書	国民年金・厚生年金等(初回)	11000
	国民年金・厚生年金等(継続)	5,500
	健康管理手当用・介護手当用	5,500
	特別障害手当認定用	5,500
死亡診断書	初回・役所届出用	11,000
がしい 一番	2回目以上コピー	3,300
死体検案	検案料	22,000
光 神快来	検案書料	11,000
健康診断書		3,300
治療証明書		550
おむつ使用証明書		1100
重度心身障害者申請		3,300
特別児童扶養手当認定診断書	知的障害・精神障害用	5,500
付別允里沃食于当祕足診例者	肢体不自由用	3,300
自立支援医療費申請・更新		5,500
受診状況等証明書		3,300
就労可否証明書		3,300
医師面談料	生命保険会社または損害保険会社	5,500

■ その他・・・・ 予防接種、薬の容器代、コピー代等

なお、衛生材料費等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」又は「物」についての費用の徴収や「施設管理費」等の名目による費用の徴収はありません。

詳しくは、地域医療連携室、医事課におたずねください。

掲示期間	令和 7年	9月 1日から	
相小州间	無期限		
-7.	院長	事務部長	
承 認 印	图三	栗林	